

コンクリートマイスター認定規定

平成 20 年 12 月 10 日制定

平成 22 年 5 月 12 日改訂

(目的)

第 1 条 本支部では、中国地域のコンクリート技術発展に貢献した技術者の認定を目的とし、コンクリートマイスター認定制度を設け、本規定によって認定する。

(認定対象者)

第 2 条 コンクリートマイスターの認定（以下、認定）は、コンクリートに関する優れた技量や知識を備え、地域社会へのコンクリート技術の普及、進歩発展に顕著な貢献をなした、あるいはコンクリート造形物（土木・建築物および一般造形物）の工事記録、報告、作品等の技術的成果で、コンクリートに関する技術の進歩発展に顕著な貢献をなしたものに對して行う。

(認定基準・方法)

第 3 条 認定は、別に定める「コンクリートマイスター認定基準細則」によるものとする。

(認定該当者のない場合)

第 4 条 認定候補者がいない場合、および認定基準を満たす候補者がいない場合は、その年度の認定を行わない。

(認定証・記念品)

第 5 条 認定者には、支部総会において、認定証と記念品の贈呈を行う。

(規定の改訂)

第 6 条 本規定の改訂は、総会の承認を必要とする。

以上

コンクリートマイスター認定基準細則

平成 20 年 12 月 10 日 制 定
平成 21 年 8 月 14 日 改 訂
平成 21 年 12 月 12 日 一部改訂
平成 23 年 4 月 1 日 一部修正
平成 24 年 2 月 14 日 一部改訂
平成 29 年 12 月 2 日 一部改訂

- 第 1 条 本細則は、「コンクリートマイスター認定規定」に従って、認定を行うための基準と方法に関する細則を定めたものである。
- 第 2 条 推薦者は、本支部指定の様式に従ってマイスターの認定候補者（以下、認定候補者）の推薦書を選考委員会宛に提出する。ただし、推薦者は本支部所属の正会員および団体会員とする。
- 第 3 条 認定対象者は中国地区に在住または勤務する個人とする。ただし、すでに認定されたものは、再度、認定対象者となることはできない。
- 第 4 条 認定対象者が次に示す項目のいずれかに該当することを、認定の基準とする。
1. コンクリートに関する優れた技量や知識を備え、地域社会へのコンクリート技術の普及、進歩発展に顕著な貢献をなした者
 2. コンクリート造形物（土木・建築物および一般造形物）の工事記録、報告、作品等の技術的成果で、コンクリートに関する技術の進歩発展に顕著な貢献をなした者
 3. 長年にわたる地道な実務の積み重ねを通じてコンクリート工学の進歩発展に功労があった者
 4. 技術雑誌、学会誌、本学会の年次大会等において、技術的評価の高い論文を発表した者
- 第 5 条 認定は次の手順と方法で決定される。
1. 推薦者は、本支部指定の様式による推薦書 1 部を選考委員会に提出する。なお、必要に応じて資料の追加提出を求めることがある。
 2. 認定対象者の選考は、選考委員会で行う。選考委員会委員は毎年支部長が委嘱する。選考委員会委員長は、支部長または支部長の指名する者とする。
 3. 選考委員会は、本細則第 4 条の認定基準にもとづき認定候補者の中から認定対象者を選考し、選考報告書を付して支部長に選考結果を報告する。
 4. 支部長は、選考報告書を付して各認定候補者の認定可否を執行委員会に諮り、認定対象者を決定する。
- 第 6 条 本細則は、幹部会にて改訂できるものとする。